

契約概要・注意喚起情報

ご契約に関する大切な事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みください。

養老保険 5年ごと利差配当付／無配当

5年ごと利差配当付こども保険

▶ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

養老保険 5年ごと利差配当付／無配当 → P1

5年ごと利差配当付こども保険 → P5

▶ 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶ 「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」に関する説明を記載しています。

三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」(Web版)をご案内しています。

▶ 重要事項確認書 兼 受領確認書



ご提出が必要な書類です

お申込みの際には、「重要事項確認書 兼 受領確認書」の内容をご確認のうえ、**ご提出ください。**

※ 申込書や情報端末画面上でご確認済の場合等、ご提出が不要な場合があります。

養老保険

5年ごと利差配当付／無配当

この保険商品は右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容

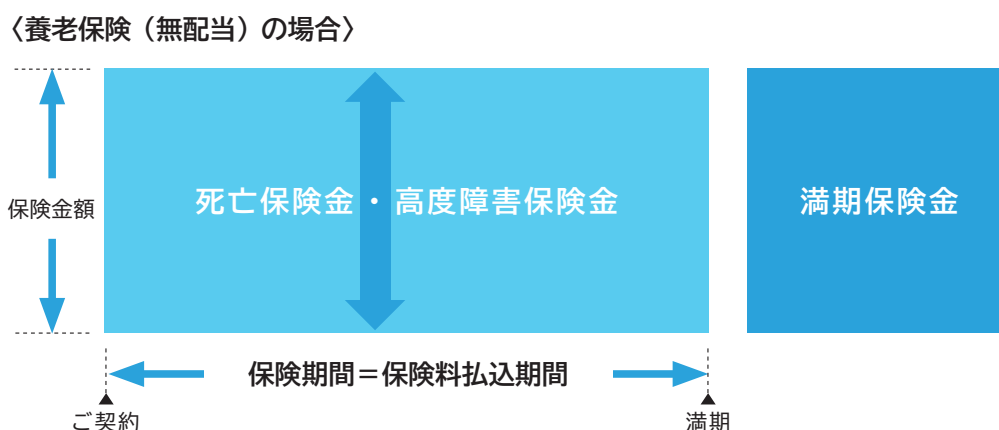
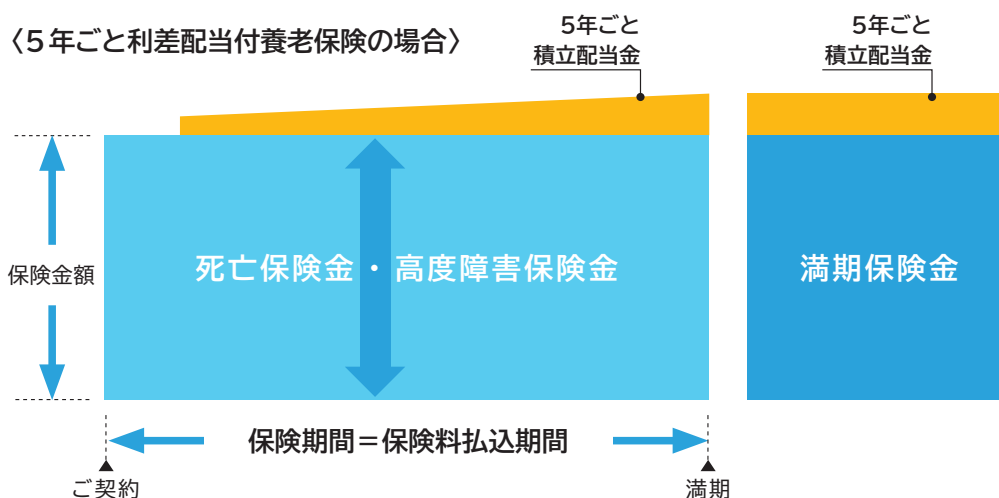
死亡時の保障

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については  「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特徴

万一のときも満期のときも同額の保険金をお受け取りいただけ、保障に加え財産形成にも役立つ商品です。

2 商品(主契約)のしくみ



※ 具体的にご契約の内容（保険金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

③ 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
高度障害保険金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき	
満期保険金	保険期間満了時に生存されているとき	

- 保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。
- 死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金は、重複してお支払いできません。

受取金額と払込保険料合計額の関係について

保険契約は預貯金とは異なります。ご契約の内容等によっては、保険金等の受取額が払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - 責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - 被保険者の犯罪行為によるとき 等

④ 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

死亡・障害状態を対象とする特約

特約の名称	保険金等	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害割増特約	災害死亡保険金	次のいずれかに該当されたとき ● 責任開始期以後に発生した不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ● 責任開始期以後に発病した約款所定の特定感染症で死亡されたとき	災害死亡保険金額
	災害高度障害保険金	次のいずれかに該当されたとき ● 責任開始期以後に発生した不慮の事故で180日以内に約款所定の高度障害状態になられたとき ● 責任開始期以後に発病した約款所定の特定感染症で約款所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金額と同額
新傷害特約	災害保険金	次のいずれかに該当されたとき ● 責任開始期以後に発生した不慮の事故で180日以内に死亡されたとき ● 責任開始期以後に発病した約款所定の特定感染症で死亡されたとき	災害保険金額
	障害給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故で180日以内に約款所定の障害状態になられたとき	約款所定の障害給付金額

- 障害給付金のお支払いは、保険期間を通じて災害保険金額の100%を限度とします。
- 災害保険金をお支払いする際、同一事故による障害給付金があれば、これを差し引いてお支払いします。

代理請求特約

- 次の場合、保険金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が保険金等や保険料の払込免除を請求することができます。
 - 被保険者と保険金等の受取人が同一で、受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき
 - 被保険者とご契約者が同一で、ご契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
- 代理請求特約を付加されない場合、代理請求は主契約および付加されている特約の規定に基づいてお取扱いします。
- 死亡保険金受取人が法人の場合、代理請求特約は付加できません。

リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額（ご請求額）から6か月分の「利息および保険料相当額」を差し引いた金額

- リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。
- 特約基準保険金額は、被保険者お一人につき他のご契約と通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。

5 配当金について

〈5年ごと利差配当付養老保険の場合〉

- 契約者配当金は、変動（増減）し、運用実績によっては0（ゼロ）となることもあります。

契約者配当金は、責任準備金等の運用益が三井住友海上あいおい生命の予定した運用益をこえた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。また、長期間継続したご契約に対して、特別配当をお支払いすることがあります。

- 契約者配当金は、三井住友海上あいおい生命所定の配当積立利率で積み立てて、ご請求があったとき、または保険金をお支払いするときにあわせてお支払いします。

※ 利率については、三井住友海上あいおい生命ホームページを参照ください。

- ご契約日から2年以内に解約・減額等をされる場合、契約者配当金はありません。

- 解約・減額等をされる場合にお支払いする契約者配当金は、保険金等のお支払事由に該当したことにより、ご契約が消滅する場合にお支払いする契約者配当金よりも少なくなります。

- 災害割増特約・新傷害特約については契約者配当金はありません。

〈養老保険（無配当）の場合〉

- 主契約・特約とも契約者配当金はありません。

6 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

5年ごと利差配当付こども保険

この保険商品は右記の保障を希望される
お客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容

教育資金への備え

死亡時の保障

病気・ケガの保障[※]

注 特約を付加した場合の保障です。

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については  「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますので必ずご確認ください。

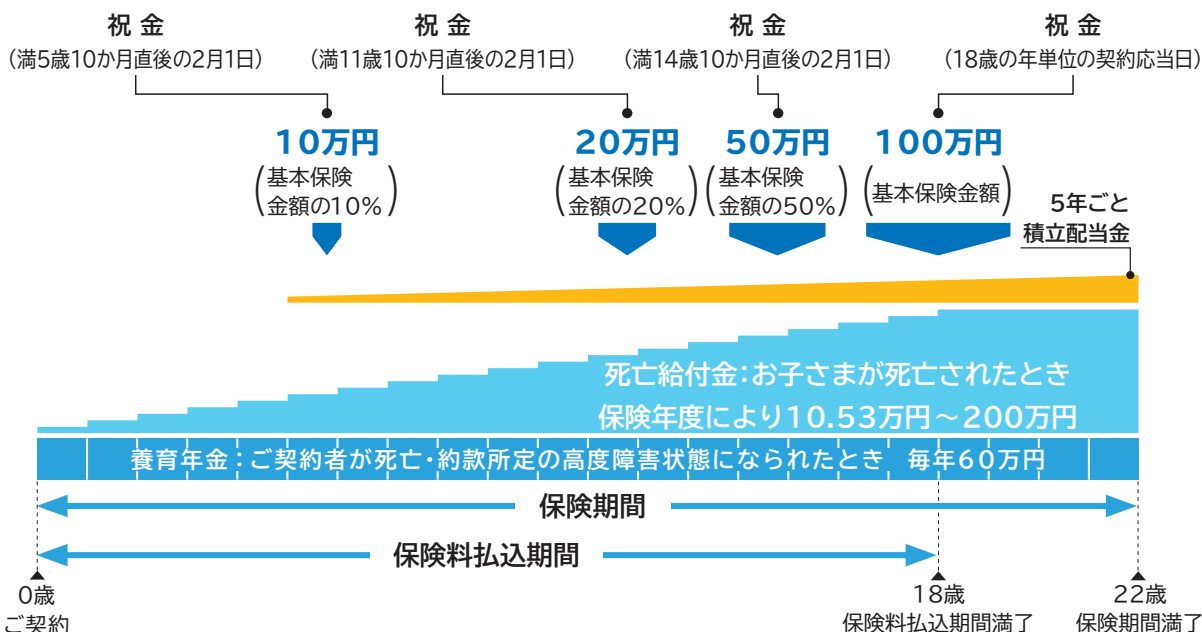
1 特徴

お子さまの成長にあわせて祝金をお受け取りいただけます。

2 商品(主契約)のしくみ

〈保険契約の型：Ⅰ型の場合〉

契約例 契約者：30歳、被保険者：0歳、基本保険金額：100万円、保険期間：22歳満了、保険料払込期間：18歳満了



※ 保険契約の型がⅡ型の場合、養育年金のお支払いがありません。

※ 具体的なご契約の内容（給付金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等）は、「**申込書**」や「**保険設計書**」等でご確認ください。

③ 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

祝金・給付金・年金			お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
I型	II型	祝金	被保険者が次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存されているとき ・満5歳10か月 ・満11歳10か月 ・満14歳10か月	基本保険金額に約款所定の割合 ^注 を乗じた金額
			被保険者が満18歳（出生前加入特則を適用する契約は満17歳）の年単位の契約応当日に生存されているとき	基本保険金額
		死亡給付金	被保険者が死亡されたとき	死亡給付金額
	養育年金		ご契約者が死亡されたとき ご契約者が責任開始期以後に発生した病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき	基本保険金額に60%を乗じた金額

注 基本保険金額に乘じる約款所定の割合は  「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 死亡給付金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。
- ご契約者が約款所定の高度障害状態に該当し養育年金をお支払いした場合、以後ご契約者が死亡されても養育年金は重複して**お支払いできません**。
- 第2回以後の養育年金は、第1回養育年金のお支払事由が生じた日の年単位の応当日を支払日として、保険期間中に限りお支払いします。ただし、第1回養育年金の支払事由が生じた後に、被保険者が死亡されたり、保険契約を解約された場合、未払いの養育年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。
- 各保険年度の死亡給付金額は、基本保険金額に下表の係数を乗じた金額となります。

保険 年度	被保険者のご契約年齢											
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
1	0.1053	0.1112	0.1177	0.1250	0.1334	0.1429	0.1539	0.1667	0.1819	0.2000	0.2223	0.2500
2	0.2106	0.2223	0.2353	0.2500	0.2667	0.2858	0.3077	0.3334	0.3637	0.4000	0.4445	0.5000
3	0.3158	0.3334	0.3530	0.3750	0.4000	0.4286	0.4616	0.5000	0.5455	0.6000	0.6667	0.7500
4	0.4211	0.4445	0.4706	0.5000	0.5334	0.5715	0.6154	0.6667	0.7273	0.8000	0.8889	1.0000
5	0.5264	0.5556	0.5883	0.6250	0.6667	0.7143	0.7693	0.8334	0.9091	1.0000	1.1112	1.2500
6	0.6316	0.6667	0.7059	0.7500	0.8000	0.8572	0.9231	1.0000	1.0910	1.2000	1.3334	1.5000
7	0.7369	0.7778	0.8236	0.8750	0.9334	1.0000	1.0770	1.1667	1.2728	1.4000	1.5556	1.7500
8	0.8422	0.8889	0.9412	1.0000	1.0667	1.1429	1.2308	1.3334	1.4546	1.6000	1.7778	2.0000
9	0.9474	1.0000	1.0589	1.1250	1.2000	1.2858	1.3847	1.5000	1.6364	1.8000	2.0000	2.0000
10	1.0527	1.1112	1.1765	1.2500	1.3334	1.4286	1.5385	1.6667	1.8182	2.0000	2.0000	2.0000
11	1.1579	1.2223	1.2942	1.3750	1.4667	1.5715	1.6924	1.8334	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
12	1.2632	1.3334	1.4118	1.5000	1.6000	1.7143	1.8462	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	
13	1.3685	1.4445	1.5295	1.6250	1.7334	1.8572	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000		
14	1.4737	1.5556	1.6471	1.7500	1.8667	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000			
15	1.5790	1.6667	1.7648	1.8750	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000				
16	1.6843	1.7778	1.8824	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000					
17	1.7895	1.8889	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000						
18	1.8948	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000							
19	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000								
20	2.0000	2.0000	2.0000									
21	2.0000	2.0000										
22	2.0000											

出生前加入特則について

- 出生前加入特則を付加した場合、被保険者となられるお子さまの出生予定日の5か月前からご契約いただけます。
- お子さまが流産または死産等により出生しなかったときには、すでに払い込まれた保険料をお返しします。
この場合、保険契約は消滅します。
- 出生前加入特則が付加されたご契約で被保険者となられるお子さまの出生前に養育年金のお支払事由が発生したときは、被保険者となられるお子さまの出生された日に第1回養育年金として基本保険金額の60%をお支払いします。

保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
 - ご契約者が死亡されたとき、または責任開始期以後に発生した病気やケガで、約款所定の高度障害状態になったとき
 - ご契約者が責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になったとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ご契約者の故意または重大な過失によるとき
 - ご契約者の犯罪行為によるとき 等

4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合があります。

こども医療特約

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害入院給付金 ①	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故で180日以内に入院を開始し、継続して2日以上入院されたとき	入院給付金日額 × 入院日数
疾病入院給付金 ①	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガで継続して2日以上入院されたとき	
手術給付金 ②	被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガで約款所定の手術を受けられたとき	入院給付金日額 × 給付倍率（手術の種類により、40・20・10倍）
災害通院給付金 ③	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故で180日以内の期間に通院されたとき	入院給付金日額の50% × 通院日数

給付金のお支払限度日数については次のとおりです。

給付金	支払限度日数
災害入院給付金	1回の入院につき：180日分限度 保険期間を通じて（通算）：1,095日分限度
疾病入院給付金	1回の入院につき：180日分限度 保険期間を通じて（通算）：1,095日分限度
災害通院給付金	同一の不慮の事故につき：90日分限度 保険期間を通じて（通算）：1,095日分限度

①災害入院給付金・疾病入院給付金

- 災害入院給付金と疾病入院給付金は、重複してお支払いできません。

②手術給付金

- 手術給付金のお支払回数の限度はありません。ただし、一部の手術（ファイバースコープによる手術等）は、60日間に1回の給付限度があります。
- 治療を目的としない手術や、約款に定める種類以外の手術を受けられても手術給付金はお支払いできません。
- 同時に2種類以上の手術を受けられた場合、そのうちもっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

③災害通院給付金

- 通院には往診・訪問診療等、医師が治療のために被保険者の居宅等を訪問したときを含みます。ただし、次の通院についてはお支払対象外です。
 - 美容上の処置による通院
 - 治療を主たる目的としない診断のための検査による通院
 - 治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院 等
- 次の場合については、通院給付金は重複してお支払いできません。
 - 1日に2回以上通院された場合
 - 2つ以上の不慮の事故によるケガの治療のために通院された場合
- 入院給付金が支払われる期間中の通院の場合、災害通院給付金はお支払いできません。

代理請求特約

- 次の場合、給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。
 - 被保険者と給付金等の受取人が同一で、受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとき
 - ご契約者が保険料の払込免除を請求できない特別な事情があるとき
- 代理請求特約を付加されない場合、代理請求は主契約および付加されている特約の規定に基づいてお取り扱いします。

⑤配当金等について

- 契約者配当金は、変動（増減）し、運用実績によって0（ゼロ）となることもあります。
- 契約者配当金は、責任準備金等の運用益が三井住友海上あいおい生命の予定した運用益をこえた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。なお、養育年金部分については、養育年金の支払開始後6年目から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。また、ご契約から長期間継続したご契約に対して、特別配当をお支払いすることがあります。
- 契約者配当金は、三井住友海上あいおい生命所定の配当積立利率で積み立てて、ご請求があったとき、または保険契約が消滅したときにあわせてお支払いします。
※ 利率については、三井住友海上あいおい生命のホームページを参照ください。
- ご契約日から2年以内に解約・減額等をされる場合、契約者配当金はありません。
- 解約・減額等をされる場合にお支払いする契約者配当金は、給付金等のお支払事由に該当したことにより、ご契約が消滅する場合にお支払いする契約者配当金よりも少なくなります。
- 子ども医療特約については契約者配当金はありません。
- 払済・延長保険への変更については、お取り扱いしません。

6 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

- この **注意喚起情報** は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に **契約概要** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- この **注意喚起情報** のほか、お支払事由やご留意点の詳細、ご契約の内容に関する事項は、
 **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1

クーリング・オフ

お申込みの撤回やご契約の解除ができます。

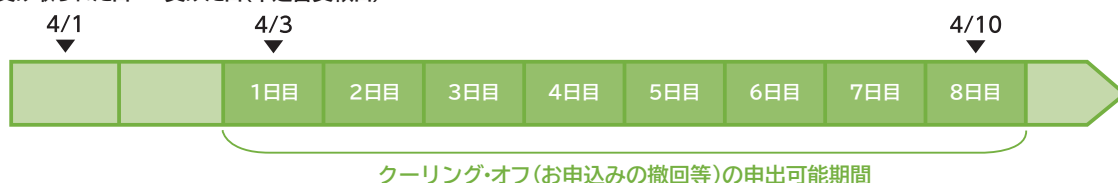
➡ 詳細は、 **「ご契約のしおり」** クーリング・オフ（お申込みの撤回等）について

- お申込者またはご契約者がお申込みをされた後でも、「本書面^{注1}を受け取られた日」、「三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約のお申込みを受けた日（申込書受領日）」のいずれか遅い日からその日を含めて **8日以内であれば**、書面または電磁的記録^{注2}によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。この場合、すでにお申し込みいただいた保険料があるときには、三井住友海上あいおい生命はその金額をお戻しします。

注1 この書面（注意喚起情報）は、保険業法第309条第1項第1号に定める「保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」です。

注2 電磁的記録によるお申し出の窓口として、三井住友海上あいおい生命ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）にクーリング・オフ受付画面を設けております。

【例】 注意喚起情報を
受け取られた日 ご契約のお申込みを
 受けた日(申込書受領日)



- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または電磁的記録の送信時（申出入力完了日付）に効力を生じます。以下のいずれかの方法でお申し出ください。

<書面による方法>

次の事項をご記入のうえ、郵便により三井住友海上あいおい生命までお送りください。

- 申込者等の氏名（自署） ● 住所、電話番号
- 申込番号 ● お申込みの撤回等をする旨

<電磁的記録による方法>

三井住友海上あいおい生命ホームページのクーリング・オフ受付画面

（<https://www.msa-life.co.jp/form/coolingoff/coolingoff.php>）から、必要事項をご入力ください。

- 次の場合、お申込みの**撤回等はできません**。

- 三井住友海上あいおい生命が指定する医師の診査が終了したとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 既契約の内容変更（保険金額の増額、特約の中途付加等）のとき
- 法人をご契約者とする保険契約であるとき

健康状態等の告知

2

健康状態やご職業等についてありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）してください。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 健康状態・ご職業等の告知義務について

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態・ご職業等についてありのままを告知していただく義務があります。
- 告知書でおたずねする過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等について、**事実をありのままに正確にもれなく告知**してください。
※ 情報端末を利用して告知いただく方法を含みます。
- 医師扱の場合、医師が口頭で告知を求めますので、同様に事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

告知受領権について

- 告知を受ける権限（告知受領権）は三井住友海上あいおい生命、および三井住友海上あいおい生命が指定した医師だけが有しています。
- 次の者に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 社員
 - 代理店
 - 三井住友海上あいおい生命の指定する以外の医師 等

お申込内容等を確認させていただく場合があります

- 三井住友海上あいおい生命の社員または三井住友海上あいおい生命で委託した確認担当者が、お申込内容や告知内容、ご請求内容等について、次のときに確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - ご契約のお申込みの際やご契約の成立後
 - 保険金・給付金等のご請求の際
 - 保険料のお払込みの免除をご請求の際

傷病歴等がある場合のご契約のお引受けについて

- 三井住友海上あいおい生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。

告知の内容が事実と相違する場合について

■ 告知内容について、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、三井住友海上あいおい生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を**解除することがあります**。この場合、次のとおりお取扱いします。

- 保険金・給付金等をお支払いする事由が発生していても、保険金・給付金等を**お支払いできません**。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、保険料の**お払込みを免除できません**。
- お支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

ただし、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合は、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行います。また、責任開始日または復活日から2年を経過していても、解除の原因となる事実により保険金・給付金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合^注には、ご契約または特約を**解除することがあります**。

注 責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除が行われない場合を含みます。

■ 「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、責任開始日または復活日から2年を経過していても、不法取得目的による無効や詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等を**お支払いできないことがあります**。

この場合、すでにお払込みいただいた**保険料はお戻しできません**。

※ 生命保険募集人等の保険契約締結の媒介を行う者が、事実を告知することを妨げたり、事実を告知しないことまたは事実と違うことを告知することを勧めたことにより告知義務違反に該当された場合は、三井住友海上あいおい生命は告知義務違反を理由としてご契約または特約を解除することができません。

保障の開始（責任開始期）

3

保障は「お申込みを受けた時」、「告知の時」のいずれか遅い時から開始します。

➡ 詳細は、📖 「ご契約のしおり」 保障の開始（責任開始期）について

■ 三井住友海上あいおい生命がご契約をお引受けすることを承諾した場合、次のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。

この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

- お申込みを受けた時
- 告知の時



■ 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。

■ ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときは、ご契約をお引受けすることはできません。

保険料のお払込み等

保険料は、期間内にお払込みください。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保険料のお払込み・払込猶予期間とご契約の無効・失効について / ご契約の復活について

保険料の払込猶予期間について

- 保険料をお払込みいただく期間内に保険料のお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

第1回保険料のお払込みについて

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。この場合、次のとおりお取扱いたします。
 - お支払いする返戻金はありません。
 - 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - 次のご契約については、三井住友海上あいおい生命は一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）お引受けいたしません。
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - 無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約
- （第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。）

保険契約の失効・復活等について

- 第2回目以後の保険料の払込猶予期間中に保険料のお払込みがなく、保険料の自動振替貸付（お立替え）ができない場合、ご契約は失効します。

保険料のお払込みのないまま猶予期間が過ぎた場合でも、ご契約者のお申し出がない限り、その解約返戻金の範囲内で三井住友海上あいおい生命が自動的に保険料のお立替えをしてご契約を有効に継続させる自動振替貸付（お立替え）のお取扱いがあります。

この場合、自動振替貸付金（お立替金）について三井住友海上あいおい生命所定の利率で利息をいただきます（複利計算）。

※ 利率については、三井住友海上あいおい生命ホームページを参照ください。

- 万一ご契約が失効した場合でも、失効から3年以内であれば、三井住友海上あいおい生命所定のお手続きをとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。
- ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

5

保険金・給付金等をお支払いできない場合

保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保険金等をお支払いできない場合について

■ お支払事由に該当しない場合

- 責任開始期（復活の場合は復活日）前の病気や不慮の事故を原因とする場合
- 「入院」、「手術」が約款に定める要件にあてはまらない場合 等

※ 以下の **お支払いできる場合／お支払いできない場合** もご確認ください。

■ 保険金・給付金等のお支払事由に該当してもお支払いできない場合

- 責任開始日（復活の場合は復活日）から3年以内の被保険者（こども保険の場合はご契約者）の自殺
- 受取人等の故意または重大な過失によるお支払事由の発生 等

■ 保険契約のお申込みや復活等の際の告知内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

■ 保険契約のお申込みや復活等の際に、保険金・給付金等を不法に取得する目的があつてご契約が無効となった場合や、詐欺の行為によりご契約が取消となった場合

■ 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除となった場合

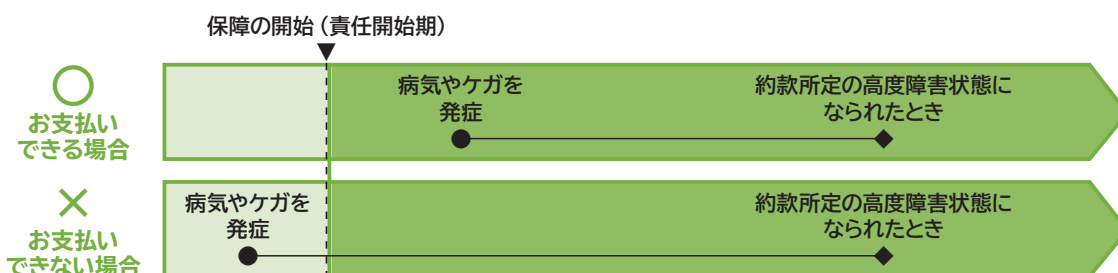
■ 第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となった場合

■ 第2回目以後の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

お支払いできる場合／お支払いできない場合

【例】 高度障害保険金をお支払いできる場合／お支払いできない場合

責任開始期前に発生した病気やケガを原因として、お支払事由（約款所定の高度障害状態になられたとき）に該当した場合には、高度障害保険金を **お支払いできません**。



責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする約款所定の高度障害状態であっても、次の場合は責任開始期以後に生じた原因によるものとみなします。

- ・ お申込みや復活の際に責任開始期前に発生した病気やケガについて事実をありのままに正確にもれなく告知されたことにより、約款所定の高度障害状態の原因となる病気やケガを三井住友海上あいおい生命が知っていた場合
- ・ 約款所定の高度障害状態の原因となる病気やケガについて、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがなかった場合
ただし、それらの症状についてご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

※ 原則、他の保険金・給付金等についても、同様の取扱いとなります。詳細は  「ご契約のしおり・約款」 をご確認ください。

解約と解約返戻金

6

解約返戻金がない、または少なくなることがあります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 解約と解約返戻金について

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約返戻金があっても多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年（月）数等によっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

※ご契約の内容等によっては、保険金・給付金等の受取金額が、払込保険料の合計額より少ない金額になる場合があります。

保険会社が経営破綻した場合等

7

保険会社の業務または財産の状況の変化、または経営破綻により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保険会社の業務または財産の状況が変化した場合／「生命保険契約者保護機構」について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 三井住友海上あいおい生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者等の保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

新たな保険契約へのお申込み

8

現在ご契約の保険契約を解約・減額等をするを前提に、
新たな保険契約へのお申込みをされる場合、不利益となることがあります。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 新たな保険契約へのお申込みについて

一般的に不利益となる事項について

- 多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約を元に戻せないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約についても同様に告知義務があります。
告知が必要な傷病歴等がある場合、新たな保険契約の**お引受けができないことや**、その告知がされなかったためにご契約が**解除・取消となることもあります**。
※ ご契約が解除・取消となる場合については、この書面の **告知の内容が事実と相違する場合について** をご覧ください。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者（こども保険の場合はご契約者）が自殺した場合、保険金・給付金等のお支払いができないことがあります。
また、責任開始期前に生じていた病気やケガにより保険金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、**保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができないことがあります**。

その他ご確認いただきたい事項について

- 現在ご契約の保険契約については、一般的に各種特約等の中途付加や追加契約等の方法によっても保障内容を見直すことができます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率、予定死亡率等は現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とは異なることがあります。

保険金・給付金等のご請求

9

保険金・給付金等のご請求の際はすみやかに 三井住友海上あいおい生命までご連絡ください。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保険金等のお受取り等の手続きについて

- ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、 「ご契約のしおり・約款」 または三井住友海上あいおい生命ホームページ (<https://www.msa-life.co.jp>) に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除を行います。お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金・年金・給付金等のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- 三井住友海上あいおい生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約いただいた後に、ご契約者の住所や電話番号等を変更された場合は、必ず三井住友海上あいおい生命 お客さまサービスセンターへご連絡ください。
- お申込みいただいたご契約に、三井住友海上あいおい生命がお引受けできるかどうかを決定（承諾）する前に保険金・給付金等のお支払事由が発生した場合でも、それまでに三井住友海上あいおい生命所定の方法により被保険者となられる方の告知を受領し、かつ、被保険者となられる方の告知・診査等から三井住友海上あいおい生命がお引受けを承諾できる場合は、保険金・給付金等をお支払いします。ただし、この書面の **5 保険金・給付金等をお支払いできない場合** に記載している約款の定めにより保険金・給付金等をお支払いできない場合（お申込み前からすでに病気やケガ等が発生していたり、告知の内容が事実と相違していたとき等）を除きます。

保険金・給付金等の代理請求

10

代理人が保険金・給付金等や保険料の払込免除を 請求することができます。

➡ 詳細は、 「ご契約のしおり」 保険金等のお受取り等の手続きについて

- 次の場合、保険金・給付金等の受取人またはご契約者に代わって代理人（代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人）が保険金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができます。
 - 被保険者と保険金・給付金等の受取人が同一で、受取人が保険金・給付金等を請求できない特別な事情があるとき
 - ご契約者（養老保険の場合は、被保険者のご契約者が同一の場合）が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるとき
- 代理請求人（または指定代理請求人）に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。
※ 代理請求できる保険金等の範囲については、 「ご契約のしおり」 でご確認ください。

11

お問い合わせ先

保険契約に関するご相談・ご意見等をお受けしています。

➡ 詳細は、📖「ご契約のしおり」 苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386**（無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00／土 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます）

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お問い合わせ先

一般社団法人 生命保険協会

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

個人情報の取扱いについて

保険契約の申込書、告知書その他の各種手続書面のご記入にあたりましては、個人情報の取扱いに関する以下の説明をご確認いただき、内容にご同意のうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

1. 三井住友海上あいおい生命が取得した個人情報は、次の目的のために業務上必要な範囲で利用します。

- 保険契約の引受、維持・管理、継続、保険金・給付金等の支払い
- 三井住友海上あいおい生命の業務運営・管理、商品・サービスの開発・充実
- その他保険に関連・付随する業務

また、三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約以外の保険契約の引受、履行のために利用することがあります。

2. 三井住友海上あいおい生命は、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを、MS&AD インシュアランス グループ各社、募集代理店、医師、契約確認会社、情報処理システムの開発・運用を委託する会社など外部委託先である他の事業者等（以下「委託先」といいます。）に委託しております。

3. 三井住友海上あいおい生命は、生命保険事業の健全性維持や公平性確保など業務を適切に運営する必要性から、業務上必要な範囲で医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報を取得、利用するほか、医療機関・契約者等の第三者ならびに委託先に提供することがあります。

※ 医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

4. 三井住友海上あいおい生命は、引受リスクの適切な分散のための再保険契約の締結ならびに再保険会社における当該保険契約の引受、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いその他再保険に関連・付随する業務に関する利用のために、ご契約者・被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

5. 三井住友海上あいおい生命は、契約内容登録制度^{注1}、契約内容照会制度^{注1}、支払査定時照会制度^{注2}に基づいて、一般社団法人 生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社等とともに、保険契約等に関する所定の情報（詳細は  「ご契約のしおり」 または三井住友海上あいおい生命ホームページ（<https://www.msa-life.co.jp>）をご確認ください。）を同協会に登録し、利用することがあります。

注1  「ご契約のしおり」 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」についてをご確認ください。

注2  「ご契約のしおり」 「支払査定時照会制度」についてをご確認ください。

6. 三井住友海上あいおい生命および MS&AD インシュアランス グループ各社は、商品・サービスのご案内・ご提供、および提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために、個人情報を共同して利用することがあります。

三井住友海上あいおい生命の個人情報の取扱いに関する詳細（グループ会社との間の個人情報の共同利用の内容を含みます。）、商品・サービスや MS&AD インシュアランス グループ各社の名称、商品・サービスおよび他の生命保険会社等との情報交換制度につきましては、**三井住友海上あいおい生命ホームページ**（<https://www.msa-life.co.jp>）をご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」について

- 「ご契約のしおり・約款」には、ご契約にともなう大切な事項が記載されています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。
- 「ご契約のしおり・約款」の内容は、「Web版（Web約款）」「冊子版」からご確認いただくことができます。
ご契約時にいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項や諸手続き等、ぜひ知っていただきたい事項について記載しています。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

Web版（Web約款）

「Web約款」とは、三井住友海上あいおい生命のホームページにて閲覧・ダウンロード可能な「ご契約のしおり・約款」です。

※ ご契約後にお客さまへお知らせがある場合、「ご契約のしおり・約款に関する重要なお知らせ」ページからご確認いただけます。

特 徴

- パソコン、タブレット、スマートフォンからいつでも閲覧いただけます。
- ご覧になりたいページを拡大することができます。
- 保管の必要がなく紛失の心配がありません。
- 紙の使用量を減らすことができるので、地球環境保護に役立ちます。

「Web約款」の閲覧方法

1

QRコードまたはURLから
直接閲覧

- QRコードを読み取ってアクセス



※ QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

- URLからアクセス

<https://www.msa-life.co.jp/yakkan/pdf/2025-0410.pdf>

2

三井住友海上あいおい生命
ホームページから閲覧

- ① インターネットで三井住友海上あいおい生命のホームページにアクセス

<https://www.msa-life.co.jp>



- ② トップページ「Web 約款」をクリックし、「ご契約のしおり・約款」ページへ移動
- ③ 「保険種類」または「ご契約のしおり・約款コード」から該当の「ご契約のしおり・約款」を選択

ご契約のしおり・約款コード

2025-0410

※ 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・ダウンロードする際にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

冊子版

冊子版をご希望される場合は、募集代理店にお申し出ください。
受領した冊子版は、大切に保管してください。

→こちらから切り取ってください。申込書や情報端末画面上でご確認済の場合等、ご提出が不要な場合があります。

養老保険／こども保険

ご契約者さまへのご確認事項

1

生命保険の申込みに際し、「契約概要」「注意喚起情報」の内容を了知し、これらを受領しました。
「ご契約のしおり・約款」に関する説明を受け、「ご契約のしおり・約款」の受領方法を次のとおり選択しました。

- 「Web約款」を選択

Web約款	「Web約款」の閲覧方法等について説明を受けました。
-------	----------------------------

- 「冊子版」を選択（「Web約款」を選択しない場合は、チェック☒してください）

冊子版	☐ 「冊子版」を受領しました。
-----	--

2

「第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となること」を記載した書面（注意喚起情報等）の交付・説明を受け、内容を了知・確認しました。

ご契約が無効となった場合、当社は次のとおりお支払いしません。

- お支払いする返戻金はありません。
- 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
- 無効となったご契約について、ご契約者または被保険者がご契約者となる新たなご契約（第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です）を申し込まないでください。

本資料
（重要事項確認書 兼 受領確認書）は
サンプルです

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 御中

生命保険の申込みに際し、上記内容について確認しました。

●ご確認日：

※必ずご契約者さまが**申込日までに**ご確認ください。

※ご契約者さまが**法人の場合**、申込書と同一印を押印してください。
ご契約者さまが**個人の場合**、押印は不要です。

ご契約者さまが未成年の場合ご署名ください。

契約者

自署

本資料（重要事項確認書 兼 受領確認書）
はサンプルのため、ご使用することが
出来ません。

様

法人押印欄

申込書と同一印



印

親権者・後見人

自署

様

申込番号									
申込番号									
申込番号									
申込番号									

以下の条件を満たす場合、「重要事項確認書 兼 受領確認書」を転用できます。
左欄に転用する申込番号をご記入ください。

契約者、申込日がすべて同一かつ
同一「契約概要・注意喚起情報」の
保険種類

会社使用欄	
営業課支社	コード・課支社名 受付日

■生命保険募集人について

三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

■銀行等が生命保険募集人となる場合について

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。

「家族Eye」のご案内



ご契約者さまが、その保険契約に関する緊急連絡先としてご親族さまを登録することにより、ご契約者さまとご親族さまに安心をご提供することができる任意の制度です。

※ ご契約者さまが法人の場合はご利用いただけません。

※ 詳しくは、右記コードまたは、三井住友海上あいおい生命ホームページからご確認ください。



生命保険契約のご検討に際しては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)

<https://www.msa-life.co.jp>

【MS】B1114 【AD】J91-114 30,000 2024.04.01(改一)45 2024-A-0567(2025.3.2)